

平成28年6月1日開催

高崎市第12回農業委員会

農業振興部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

○部会長(塚越 勤) それでは、第12回振興部会を始めます。

初めに、諸般の報告をいたします。本日は、7番、高橋明廣委員、18番、関根勇委員、20番、乾邦明委員、22番、矢島勇司委員から欠席の旨の連絡がございました。その旨、報告いたします。

次に、次第3の議事録署名委員の指名及び書記の任命についてですが、私のほうから指名させてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、指名させていただきます。議事録署名委員には23番、山崎剛委員と24番、齋藤正江委員にお願いします。書記の任命については、發地雄太主事を任命いたします。よろしくお願いいいたします。

次に、質疑についてですが、挙手をし、許可を得てから議席番号、氏名を名乗って行うようお願いいたします。

それでは、次第4の議案審議に入ります。

議案第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 管理担当の村山と申します。それでは、議案第1号について説明させていただきます。

議案書2ページをごらんいただきたいと存じます。議案を朗読いたします。

議案第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表について。

農業委員会事務の実施状況等について別紙のとおり公表したいので、審議を求めます。平成28年6月1日提出。高崎市農業委員会農業振興部会長、塚越勤。

それでは、事前にお送りいたしました別紙の説明資料をごらんいただきたいと存じます。別紙様式1、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び別紙様式1、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)でございます。

当該議案につきましては、昨年度まで農業委員会業務に関して適正な事務実施を確保を目的として、国からの指導により行われておりましたが、今般の農業委員会法の改正によりまして、農業委員会事務の実施状況等の公表として法定化されたものであります。公表する様式につきましても、項目が追加されまして新たに定められましたが、平成27年度の点検・評価につきましては、27年度の活動計画に対応するために旧様式を使用することとされました。そのために資料が両方とも別紙様式1となっております。

本日ご審議いただきます平成27年度点検・評価と平成28年度の活動計画につきましては、それぞれ6月30日までに農業委員会のホームページで公表しまして、その後、国へ報告するため県に提出する予定となっております。なお、昨年度まではこの案を公表して、地域の農業者から意見を求めておりましたが、今般の改正によりまして意見聴取の必要はなくなりましたので、ご報告いたします。

それでは、初めに、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について説明させていただきます。

平成27年点検評価の1ページをごらんください。Ⅰ、法令事務に関する点検、1、総会等の開催及び議事録の作成。

初めに、(1)、総会等の開催日、公開である旨の周知状況でございますが、総会、農地部会、農業振興部会とも公告及びホームページでの周知を行っております。

(2)、総会等の議事録の作成でございますが、総会、農地部会、振興部会とも平均30日で議事録を作成しております。

(3)、議事録の内容につきましては、詳細なものを作成しております。

(4)、議事録の公表は、総会、農地部会、振興部会とも詳細な議事録をホームページ及び閲覧により公開しております。

いずれも、適正に事務を実施しておりますので、改善措置はなしといたしました。

続いて、2ページをお開きください。2、事務に関する点検。(1)、農地法第3条に基づく許可事務及び、ページ中段になります(2)、農地転用に関する事務でございます。3条の申請の処理件数は157件で、うち不許可はゼロ件でございます。

続いて、4条、5条申請の処理件数は627件でございます。いずれも毎月の事務としまして、担当による現地確認、農業委員さんによる事前調査、事前協議と慎重な手続を経て農地部会で審議、その審議結果については、議事録を作成して公表しておりますので、全ての項目において是正措置はないといたしました。

続いて、3ページをごらんください。(3)、農業生産法人からの報告への対応。こちらは、現在の農地所有適格法人でございますが、平成27年度の点検評価であることから、農業生産法人とさせていただきます。

農地法第6条の規定によりまして、農業生産法人は毎年事業の状況などを農業委員会に報告しなければならないとなっておりますが、平成27年度末時点での農業生産法人数は19件で、報告書を提出した法人が10件、督促後に報告書を提出した法人が9件、報告書を提出しなかった法人はゼロ件でございます。

続いて、(4)、情報の提供等。賃借料情報の調査・提供、農地の権利移動等の状況把握につきましては、実施状況をホームページで公開しておりますので、是正措置はございません。また、農地台帳の整備につきましては、昨年度より農地台帳の公表が開始されまして、固定資産税の課税台帳との突合や入力、修正作業など随時台帳の精度を向上させる措置を行いました。

続いて、4ページをごらんください。Ⅱ、法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価。1、現状及び課題及び2、平成27年度の目標及び実績でございますが、平成27年3月現在におきまして、管内農地面積が8,661ヘクタール、このうち遊休農地面積が388ヘクタール、遊休農地の割合は4.48%でございます。解消させる遊休農地の目標として平成27年度は10ヘクタールを設定して解消実績が31ヘクタールということで目標に対する達成状況は310%ございました。

続きまして、3、目標の達成に向けた活動でございますが、活動実績といたしまして、農地の利用状況調査を昨年10月から11月にかけて農業委員さんと事務局職員の合計58人で実施しまして、結果の取りまとめを12月から1月に行いました。また、遊休農地の解消に向けて随時指導を行い、指導件数が56件、対象者56件に対しまして

指導を行い、指導対象面積は7.7ヘクタールでございました。

続きまして、4、評価でございますが、目標に対する評価につきましては、10ヘクタールの解消を目標に対して実績が31ヘクタールであったことから、良好であったといたしました。また、活動に対する評価としましては、おおむね計画どおりに実施できたことといたしました。

続いて、5ページをごらんください。Ⅲ、促進等事務に関する評価。1、認定農業者等担い手の育成及び確保。(1)になります。現状及び課題及び(2)、平成27年度の目標及び実績でございますが、平成27年3月現在におきまして、農家数が8,196戸、うち主業農家が639戸、農業生産法人数が19法人でございました。この農家数、主業農家数は2010年農林業センサスの数字でございます。このうち認定農業者数が305経営で、農業従事者の高齢化や後継者不足により認定農業者の確保は困難であることが課題とされております。

認定農業者の増加目標としまして、平成27年度は10経営を設定し、増加実績が5経営、目標に対する達成状況は50%でございました。

(3)、目標の達成に向けた活動でございますが、認定農業者連絡協議会等との連携による確保や経営改善支援を行いました。

(4)、評価でございますが、目標に対する評価につきましては、認定農業者の増加実績が目標に達しなかったことから、実績を踏まえた再検討が必要であることといたしました。また、活動に対する評価は、より一層周知が必要であることといたしました。

続いて、6ページをごらんください。2、担い手への農地の利用集積。(1)、現状及び課題及び(2)、平成27年度の目標及び実績でございますが、平成27年3月現在におきまして、管内農地面積が8,661ヘクタール、これまでの集積面積が628.4ヘクタール、集積率は7.26%でございます。課題としましては、農業者の高齢化や後継者不足により地域の農業の担い手が減少している、農地の相続等で生じる不在村地主との権利関係等の調整が大きな障害である、中山間農地等の農業条件の厳しい農地や都市部に隣接する所有者の転用圧力が強い地域が点在しており、集積による農業利用が容易ではないでございます。

担い手への農地の集積目標として、平成27年度は10ヘクタールを設定し、実績がゼロということでした。こちらは、※2にありますように、集積面積をどの程度増加させたかを記入することに対しまして、平成27年度末時点で集積面積が減っていたことからこのような実績となりました。

続いて、(3)、目標の達成に向けた活動でございますが、「農家の友」等を活用し、利用権設定事業の周知を行うとともに、農地バンクによるあっせん事業を実施いたしました。

(4)の評価でございますが、目標に対する評価につきましては、集積面積の増加実績が目標に達しなかったことから、目標が達成できるよう引き続き推進していくことといたしました。また、活動に対する評価は、貸し手の確保のためさらなる情報提供が必要であることといたしました。

続きまして、7ページをごらんください。3、違反転用への適正な対応。(1)、現状及び課題及び(2)、平成27年度の目標及び実績でございますが、平成27年3月現在におきまして管内農地面積が8,661ヘクタール、うち違反転用面積が5.1ヘクタール、その割合は0.05%でございます。課題としましては、農家を取り巻く全国的な状況のほ

かに地域の特性、実情などの外部的要因と、個々の農家自体の内部的要因とが複雑に関連して発生している。疑いのある農地について随時指導しているが、地域が広く発見がおくれ地元の農業委員さんの目も行き届かないケースがあるため監視活動に難しさがあるでございます。

続きまして、(3)、目標の達成に向けた活動でございますが、活動実績としまして、農地パトロールを実施し、違反転用調査を行った。関係者へ文書による是正指導及び勧告を行った。「農家の友」等により違反転用防止の周知活動を実施したといたしました。

(4)、評価でございますが、目標に対する評価につきましては、違反転用解消達成状況が11%と低いことから、より一層の努力が必要であるいたしました。活動に対する評価は、早期発見、早期是正を図るとともに、違反転用をしている所有者に対し、個々の事案一人一人の農家に対応した一層丁寧な指導を行うことが必要であるいたしました。

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)につきましては、以上でございます。

続きまして、資料、平成28年度の目標及び達成に向けた活動計画(案)についてご説明いたします。

こちらは、今年度より新しい様式となっております。こちらの資料にページ番号は振られておりませんでした。ご不便をおかけしまして、大変申しわけございませんでした。

では、初めに、最初のページをごらんください。Ⅰ、農業委員会の状況、平成28年3月31日時点でございます。

1、農家・農地等の概要及び2、農業委員会の現在の体制につきましては、委員の皆さんがご存じのとおり、こちらの資料となっておりますので、後ほどごらんいただけたらと存じます。

続きまして、次のページをごらんください。Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化。1、現状及び課題でございますが、平成28年3月現在における管内農地面積は8,601ヘクタール、これまでの集積面積が589ヘクタール、集積率は6.84%となっております。課題としましては、農業者の高齢化や後継者不足による地域農業の担い手が減少している。農地の相続等で生ずる不在村地主との権利関係等の調整は大きな障害である。中山間地等の農業条件の厳しい農地や都市部に隣接する所有者の転用圧力が強い地域が点在しており、集積による農業利用が容易ではないといたしました。

続きまして、2、平成28年度の目標及び活動計画でございます。目標としましては、過去の実績を勘案しまして、集積面積を600ヘクタールとし、うち増加させる新規集積面積を2ヘクタールとしました。活動計画としましては、農地中間管理事業を活用するとともに「農家の友」等により利用権設定事業の周知を行い、農地のあっせん事業を実施するといたしました。

続きまして、Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進。1、現状及び課題でございますが、新規参入の状況としましては、平成25年度新規参入者が8経営体、25年度の新規参入者が取得した農地面積が2.06ヘクタールとなっております。26年度が6経営体、1.85ヘクタール、27年度が9経営体、3.95ヘクタールとなっております。

課題としましては、農業従事における魅力を具体的に発信する情報力と新規就農に際して発生するさまざまな課題(農地、栽培技術、機械、施設、労力等)に対する制度的な補助及び相談体制の確立といたしました。

続きまして、2、平成28年度の目標及び活動計画でございますが、参入目標数を10経営体、参入目標面積を4ヘクタール、活動計画を7月から3月に4回発行する「農家の友」等を活用し、周知活動を行うといたしました。

次のページをごらんください。IV、遊休農地に関する措置。1、現状及び課題でございますが、平成28年3月現在の管内の面積が8,601ヘクタール、遊休農地面積が357ヘクタール、遊休農地の割合が4.15%で、課題としては遊休農地の多くは点在していることが多いため、担い手等への集積が困難となっている。また、農業者の高齢化や後継者不足による地域の農業を担う者が減少しているといたしました。

続いて、2、平成28年度の目標及び活動計画でございますが、目標としては、過去の解消面積を考慮しまして31ヘクタールといたしました。活動計画としては、農地の利用状況調査を10月から11月に実施し、12月から1月に調査結果を取りまとめを行いまして、利用意向調査を2月から3月に実施、取りまとめを3月から4月といたしました。

続きまして、5、違反転用への適正な対応。1、現状及び課題でございますが、平成28年3月現在の管内農地面積が8,601ヘクタール、違反転用面積が6.3ヘクタールで、課題としては、農家を取り巻く全国的な状況のほかに、地域の特性、実情などの外部的要因と、個々の農家自体の内部的要因とが複雑に関連して発生している。疑いのある農地については、随時指導を行っているが、地域が広く発見がおくれ、地元の農業委員さんの目も行き届かないケースがあるため、監視活動に難しさがあることといたしました。

続いて、2、平成28年度の活動計画でございますが、違反転用を把握したら随時調査し、是正の指導を口頭及び書面にて実施し、指導に従う意思がない場合は勧告をする。資産税課と情報交換し、積極的に指導する。「農家の友」等により違反転用防止の周知活動を実施する。利用状況調査結果を踏まえ、違反と認められる場合は12月に通知を発送するといたしました。

平成28年度の目標及び達成に向けた活動計画(案)につきましては、以上でございます。

農業委員会事務の実施状況等の公表についての説明は、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。この議案について質問等ございますか。

○全員 なし。

○部会長 ないようですので採決に入ります。

議案第1号の農業委員会事務の実施状況等の公表については、原案のとおり議決することによろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 異議なしと認め、議案第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表については、原案のとおり議決いたします。

次に、次第5、報告事項に移ります。報告第1号 平成28年度農作物被害防止協力要請について、事務局の報告をお願いいたします。

○事務局 振興担当、發地です。よろしくお願いいたします。

議案書3ページのほうをごらんください。

報告第1号 平成28年度農作物被害防止協力要請について。

平成28年度農作物被害防止協力要請について、次のとおり報告します。平成28年6月1日提出。高崎市農業委員会農業振興部会長、塚越勤。

4ページのほうに移ります。こちら趣旨のほうを読ませていただきます。

趣旨。都市化の進展に伴い、照明による光公害、建築物等による日陰被害、油等の流出事故により農作物への被害が発生している。そこで農地に隣接し、農作物に被害または影響を与えると想定される各種事業所に対して、依頼文を発送し、農作物被害の発生防止の協力を要請する。あわせて学校、保育園等に農作物の被害防止と水の事故防止を呼びかける。

こちら要請先といたしまして、(1)、組合(団体)事務局長宛て通知、事務所長宛て通知といたしまして、市内主要工業団体21組合に通知のほうを発送しております。また、ガソリンスタンド及び石油販売業者、パチンコ店、自動車修理、解体業者、自動車運輸業、製造業関係、その他の事業所に対して38事業所に対して通知のほうを送らせていただいております。

また、(2)といたしまして、小学校、中学校、特別支援学校長宛て通知、幼稚園長通知、保育園(所)長通知を小学校、中学校、特別支援学校86校、幼稚園、保育園、116園に送っております。また、昨年委員さんのほうから要請がありました高崎健康福祉大学及び福祉大学高崎高校の学校長宛てにも通知を出させていただいております。

5ページから10ページにかけて実際に出させていただいた通知のほうを載せさせていただいておりますので、確認をお願いいたします。

こちらからの報告は以上になります。

- 部会長 それでは、報告第1号 平成28年度農作物被害防止協力要請について、この報告にご質問等ございますか。
- 全員 なし。
- 部会長 質問がないようですので、報告第1号は終了し、次に、報告第2号の農業者年金の現況届について、事務局の報告をお願いいたします。
- 事務局 事務局より報告させていただきます。議案書11ページになります。

報告第2号 農業者年金の現況届について。

農業者年金の現況届について、別紙のとおり報告します。平成28年6月1日提出。高崎市農業委員会農業振興部会長、塚越勤。

議案書と一緒に送付しております現況届提出のお願いという1枚紙のほうをごらんください。

農業者年金基金より受給者の方宛てに現況届のほうが5月24日から発送を開始しております。地区の受給者の方に、こちらの通知と、あと現況届のほうが送られていくわけなのですけれども、皆さんのところにお問い合わせがありましたら、記載のほうをお願いしたいのですけれども。お願い文の裏面で、記載面のほうがございます。今年から

現況届のほう若干様式が変わっております。現況届の記載例の一番左のところ、「はい」と「いいえ」をいずれかに丸をつける場所があるのですけれども、そちらのほうで、自己チェック欄として経営移譲年金をもらっている方に対してこちらの項目がふえております。こちらのほうをしっかりと記載されているかどうかを確認して、預かっていただきたいと存じます。また、受給者の氏名、住所、年齢、あと電話番号、こちらのほうが記載されていることも確認して受け取っていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

また、こちら「はい」と「いいえ」のところなのですが、こちらの項目6項目あるのですが、こちらいずれかに「はい」がついてしまいますと、経営移譲年金が支給停止になってしまうような該当するところになります。もし、「はい」という方がいらっしゃいましたら、事務局のほうにお問い合わせをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

こちらからの報告は、以上になります。失礼いたします。

○部会長 事務局の報告が終わりました。

ご質問等ございますか。

はい。

○依田会長 これは、あれだよ。移譲年金をもらっている人が「はい」、「いいえ」をチェックしていくのだよ。だから、老齢年金の場合は関係ないのかね。

○事務局 そうですね。老齢年金をもらっている方の場合、このチェック項目の欄がまずありませんので大丈夫になります。

○依田会長 そうか。はい。

○部会長 ほかにございませんか。

○全員 なし。

○部会長 ないようですので、報告第2号は終了し、次に報告第3号の平成27年度農地利用意向調査について、事務局の報告をお願いいたします。

○事務局 農業振興担当の河野と申します。よろしく願いします。

報告第3号 平成27年度農地利用意向調査について。

平成27年度農地利用意向調査について、次のとおり報告します。平成28年6月1日提出。高崎市農業委員会 農業振興部会長、塚越勤。

議案書の13ページをごらんください。平成28年3月30日に発送しました遊休農地に対する利用意向調査についてご報告いたします。利用意向調査件数ですが、件数1,665件、筆数2,677筆です。回答件数は、平成28年5月12日現在で1,024件で回答率は61.5%となります。回答状況ですが、1人で複数筆所有しているケースがありますので、複数回答となります。①、中間管理事業(群馬県農業公社)利用希望138件、13.5%と。②、農地利用集積団滑化団体(高崎市農業公社)利用希望88件、8.6%、③、自ら、所有権の移転又は、賃借権の設定予定126件、12.3%、④、耕作予定364件、35.5%、⑤、その他(管理保全等)になります。344件、33.6%となります。全体としては、借り手と貸し手をつなぐ群馬県農業公社や高崎市の農業公社を活用する割合よりも、みずから耕作を予定する、管理保全を行うといった回答の割合が多い傾向となります。

続きまして、自由記載欄に記載がありました耕作できない理由の主なものは以下のとおりです。イノシシが出現し、畑を荒らされる。高齢で体の調子が悪くなったため。既に竹林化している。進入路が狭く、耕作する機械が入らないため。相続したが、遠隔地にいるため。

また、今後の利用調査の事務の流れですが、意向調査の結果を農地台帳へ登録し、7月上旬を予定として、群馬県農業公社及び高崎市の農業公社へ利用希望者の通知を行う予定となっております。

報告のほうは、以上でございます。

○部会長 事務局の報告が終わりました。ご質問等ございますか。

ございませんか。

○全員 なし。

○部会長 それでは、特にないようですから、報告第3号は終了します。

次に、次第6のその他に入ります。何かございますか。

事務局。

○事務局 事務局より失礼いたします。

本日、皆様のお手元に配付させていただきました。平成26年度農地等利用最適化推進施策に関する意見の提出検討要領(案)という通知をごらんください。こちら、群馬県農業公社から送られてきた様式なのですが、こちら農業委員会法の改正に伴いまして、昨年度まで行っておりました建議が法律文書から削除され、新たに農地等利用最適化推進施策に関する意見の提出を行わなければならないということが明記されました。

例年ですと、群馬県に対する建議、高崎市に対する建議は8月の振興部会にて決議をしておりました。しかし、今年度スケジュールがごらんの検討要領の第3にあるとおり前倒しになったため、群馬県に対する最適化推進施策に関する意見の提出が8月の振興部会での決議では間に合いません。ですので、本年度につきましては、7月初旬にあります運営委員会にて決議をさせていただくことを皆さんにご了解いただきたいと存じます。また、高崎市に対する最適化推進施策に関する意見については、例年どおり8月の振興部会にて決議をさせていただきたいと存じます。

また、皆さんご存じのとおりだと思うのですが、農地等利用最適化推進施策についてちょっと説明させていただきますと、こちら担い手への農地の利用集積、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進の3点を指します。しかし、今回に関しましては、追加項目といたしまして、農村女性の社会参画、その他農村現場でも課題となっている事項等を加え、幅広い意見を出していただきたいと存じます。

なお、群馬県及び高崎市に対する農地等利用最適化推進施策に関する意見の提出の様式につきましては、後日改めて依頼文とともに郵送をさせていただきますので、ご意見ございましたら期限までに提出をお願いいたします。

こちらからは、以上になります。

○部会長 今事務局の説明のとおり、8月の農振部会まで間に合わないということで、運営委員会か何かで決定するというところでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 では、そういうことで事務局お願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

○部会長 では、次に、次第7の連絡事項に入ります。

初めに、西部農業事務所ございますか。

○西部農業事務所農業振興課(塚越係長) 西部農業事務所でございます。いつもお世話になっております。農業委員の皆様におかれましては、日ごろから地域農業の振興を初めまして担い手と農地に係るさまざまな問題への対応等にご尽力をいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

今年度から県では新しい農業農村振興計画というのをスタートさせております。その中では目標の一つとしていたしまして、力強く成長する農業の実現というものを目標の一つとして挙げております。それに向かっては、特に担い手への農地の利用集積が非常に重要な課題になっていくというふうに考えておるところでございます。

今ちょっと皆様のお手元に農地中間管理事業の今年度版のパンフレットをお配りさせていただきました。この農地中間管理事業につきましては、中山間地域でも耕作放棄地に対する対策不足ですとか、借り手の顔が見えない、そういったよくわからない人に農地を貸すことになるではないかといったような、そういう不安感など多くの課題を抱えている事業であるということは、当方としても十分承知をしているところでございます。

しかしながら、これからの農業農村の将来のためには意欲ある担い手へ農地を集積、集約化いたしまして、地域農業を発展させていくということは大変重要であるというふうに考えております。つきましては、この農地中間管理事業の推進につきまして、引き続き皆様方のご理解、ご協力をお願いしたいということでございます。どうかよろしく願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。

次に、農政部、課長来ていないけれども。

○農政部長(野口浩康) 特にございません。

○部会長 ないですか。

○農政部長 はい。

○部会長 次に、農業公社ございますか。

○農業公社事務局長(須川清孝) 特にございません。

○部会長 それでは、これで本日の予定は全て終了いたしました。

なお、私たち部会長及び職務代理の仕事は、本日の振興部会が最後となります。そこで、皆様に一言お礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

新井職務代理と私たち1年前に就任いたしまして、皆さんの温かいご協力いただきまして、何とかこれまでやってきました。本当にご協力に対して厚く感謝申し上げたいと思っております。

何か1つくらい役受けたからには残したいなという考えでやっていたけれども、とにかくいろいろ役が多過ぎて、仕事が多過ぎて、どれから手つけていいかわかりません。倉渕地区なんか、イノシシはもうおさまるといふか、ネットで

も張ればあれだけでも、特に猿の被害で困っていて獵友会長と相談しながら、銃でやってみたいのだけれども、4つの群れがあって何とかならないかということをお願いしたりしたら、やっぱり自然保護の会がうるさいとか、2つに減らせないかとかというのでお願いしたいのですけれども、やっぱりちょっと無理らしいです。とにかく、これが榛名町のほうへ来られたら、もう猿の餌には最高の果樹で、梨でも、桃でも何でもやられてしまいますので、何とか倉渕でおさめたいというような感じで一生懸命獵友会の会長ともお話したのですけれども、だめです。

農振部会長をやめても農業委員で1年ありますから、そういうことで榛名町の人にも一生懸命、榛名町の地域の人にも協力してもらって、榛名へ追い込まれて倉渕で何とか半分に減らしたいと。そんなようなので、みんな農業委員の方にご協力いただきまして、そんな挨拶になりませんが、大変お世話になってありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○部会長 以上、これもちまして第12回の農業振興部会を閉じさせていただきます。

ご苦労さまでした。

午前10時40分 閉会